

喬木村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
28年度	6,555人	4,372,101 千円	176,713 千円	574,912 千円	13.1%	13.7%

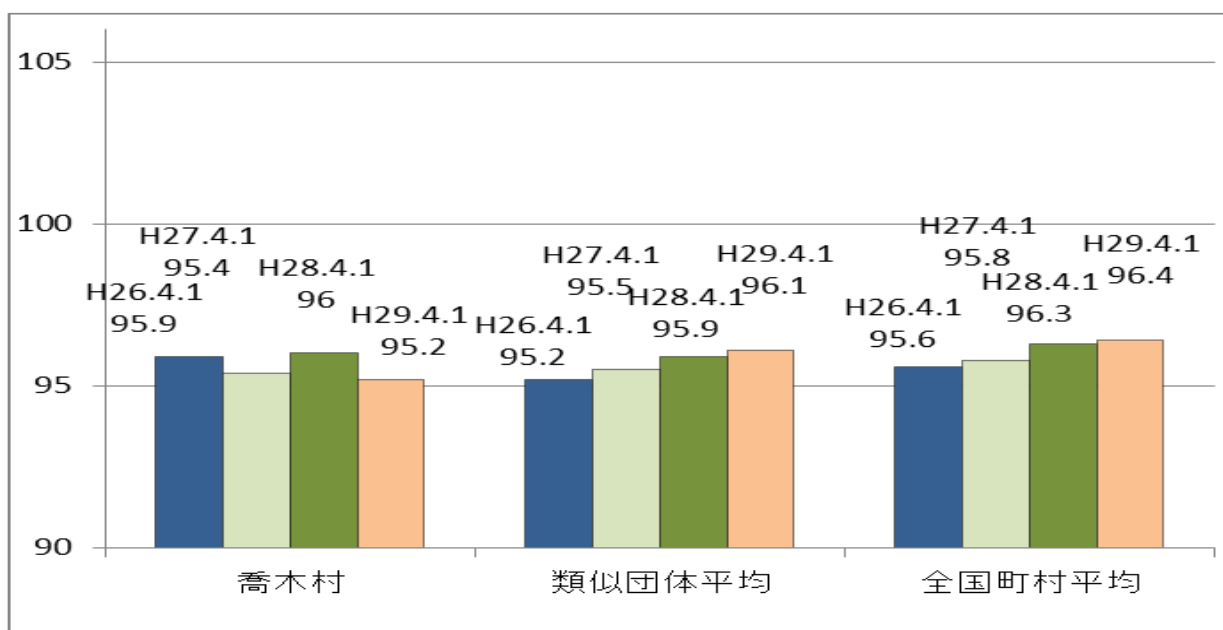
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与			計 B
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	
28年度	60人	205,008 千円	23,049 千円	77,169 千円	302,750 千円

(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) II-1 平均一人当たり給与費
5,046 千円	5,539 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。
 4 参考のII-1とは、人口規模と産業構造（産業別就業人口の構成比）により分類したもので、当村が含まれる類型であり、類似団体を指す。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

(人事委員会を設置しない団体のため該当なし)

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2 % 引下げた。3 級以上の高位号俸は最大 4 % 引き下げ、5 級と 6 級に号俸を増設した。

激変緩和のため、3 年間 (平成 30 年 3 月 31 日まで) の経過措置 (現給保障) を実施する。

② 地域手当の見直し

該当なし

③ その他の見直し内容

(改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日

(内容) 管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施した。

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（29年4月1日現在）

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
喬木村	38.5歳	286,200円	312,652円	309,595円
長野県	45.3歳	337,966円	394,804円	373,725円
国	43.6歳	330,531円	—	410,719円
類似団体	41.5歳	304,873円	351,608円	329,655円

(注) 1 「平均給料月額」とは、29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（29年4月1日現在）

区 分		喬木村	長野県	国
一般行政職	大学卒	178,200円	188,200円	178,200円
	高校卒	146,100円	153,300円	146,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（29年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	286,000円	332,200円	377,400円	391,500円
	高校卒	219,600円	324,900円	332,700円	357,300円

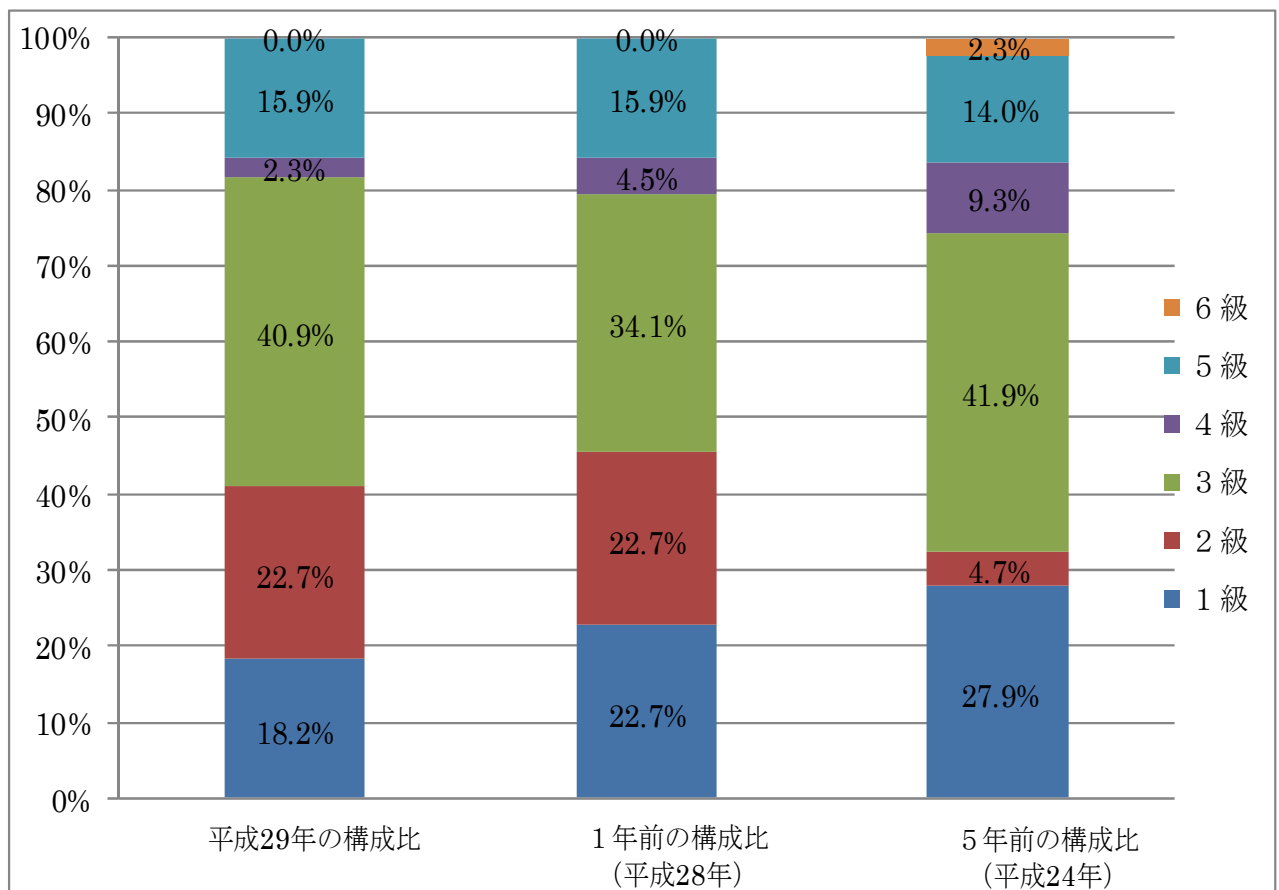
(注) 経験年数のそれぞれに該当する職員の平均的な給料月額を記載した。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	5級の職務で、村長が定める重要な業務を所掌する職務	0人	0.0%	317,700円	409,400円
5級	1 村長事務部局の課長の職務 2 会計管理者の職務 3 教育委員会事務局の事務局長の職務 4 村議会事務局の事務局長の職務	7人	15.9%	287,100円	392,200円
4級	1 主幹又は技幹の職務 2 総括係長の職務	1人	2.3%	261,100円	380,200円
3級	1 主査又は技査の職務 2 担当係長の職務	18人	40.9%	227,900円	349,200円
2級	主任又は主任技師の職務	10人	22.7%	191,700円	303,400円
1級	主事又は技師の職務	8人	18.2%	141,600円	246,600円

- (注) 1 喬木村の給与条例（一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第4号））に基づく給料表の級区分による職員数であり、一般行政職（税務職員、保健職たる保健師、福祉職たる保育士及び企業職たる水道事業職員を除く職員）を示すものである。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び

5 級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への人事評価の活用状況 (喬木村)

平成 29 年 4 月 2 日から平成 30 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ (一律)		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

喬木村	長野県	国
1人当たり平均支給額(28年度) 1,238千円	1人当たり平均支給額(28年度) 1,711千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。ただし、当該年度において当村では再任用の任用実績はない。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(喬木村)

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(29年4月1日現在)

喬木村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.5900月分	勤続35年	41.325月分	49.5900月分
最高限度額	49.590月分	49.5900月分	最高限度額	49.590月分	49.5900月分
1人当たり平均支給額			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		
自己都合		応募認定・定年			
4,095千円		19,715千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

該当なし

(4) 特殊勤務手当（29年4月1日現在）

支給実績（28年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（28年度）		0.0%		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度決算)	左記職員に対する支給 単価
伝染病防疫 手当	伝染病防疫に従事 する職員	伝染病患者の救 護、伝染病菌を有 する家畜の防疫 作業	0千円	日額300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	4,489千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	60千円
支給実績（27年度決算）	8,080千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	139千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (29年4月1日現在)

手 当 名	村の手当内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	・被扶養配偶者 13,000円 ・その他の扶養親族 6,500円等	同 じ	—	7,765千円	242,656円
住居手当	・月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 〔23,000円以下〕 支給額=家賃月額-12,000円 〔23,000円超〕 支給額=11,000円+(家賃月額-23,000円)×1/2	同 じ	—	3,670千円	333,591円
通勤手当	・交通機関利用者 運賃相当額。 55,000円上限。 ・交通用具利用者 2km以上 2,000円～31,600円	同 じ	—	2,044千円	47,526円
管理職手当	・課長、事務局長等 月額20,000円	異なる	46,300～ 130,300円	1,920千円	240,000円
休日勤務手当	・祝日等の勤務(原則代休) 時間給の135～160/100	同 じ	—	時間外勤務手当 に含む	時間外勤務手当に含む
宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日 に行った宿日直。 1回につき5,900円	異なる	1回につき 4,200円	2,962千円	56,958円

5 特別職の報酬等の状況 (29年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	村 長	610,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 町 村 長 (Ⅱ-1 81団体) 最高 870,000円 / 最低 345,000円	
	副 市 町 村 長	副 村 長	520,000円	副 町 村 長 (Ⅱ-1 79団体) 最高 653,000円 / 最低 360,000円	
報 酬	議 長	議 長	247,000円	議 長 (Ⅱ-1 80団体) 最高 365,000円 / 最低 200,000円	
	副 議 長	副 議 長	177,000円	副 議 長 (Ⅱ-1 80団体) 最高 316,000円 / 最低 168,000円	
	議 員	議 員	143,000円	議 員 (Ⅱ-1 80団体) 最高 301,000円 / 最低 143,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(28年度支給割合) 3.15月分			
	議 長 副 議 員	(28年度支給割合) 3.15月分			

退職手当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市町村長	村長 給料月額×在職月数×0.425	12,444,000円	任期毎
		副村長 給料月額×在職月数×0.254	6,339,840円	任期毎
	備考	村長は平成30年1月に、副村長は平成33年3月に任期満了		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

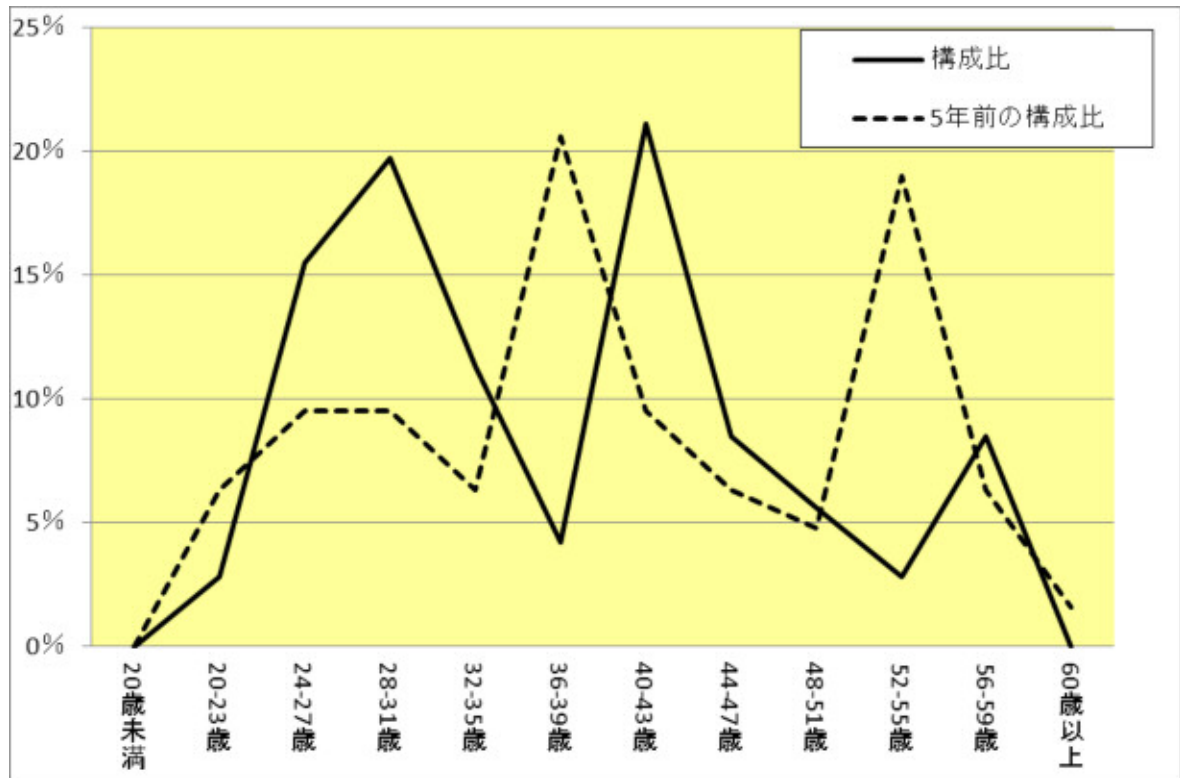
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減	主な増減理由	
		平成29年	平成28年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	
		総務企画	16	14	+2	リニア中央新幹線等工事進捗に伴う業務量の増加への対応、他機関派遣職員任期満了に伴う欠員補充による増
		税務	4	4	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	5	5	0	
		商工	1	2	▲1	観光案内施設における指定管理制度導入に伴う正規職員の減
		土木	4	3	+1	道路及び公園管理業務の充実への対応に伴う増
		民生	19	18	+1	保育所における要加配事案への対応に伴う増
		衛生	6	6	0	
		計	56	53	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 85.43人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数Ⅱ-1 127.74人)
	教育部門	7	7	0		
	消防部門	0	0	0		
	小計	63	60	+3	<参考> 人口1万人当たり職員数 96.11人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数Ⅱ-1 105.60人)	
公営企業等会計部門	病院	0	0	0		
	水道	2	2	0		
	下水道	1	1	0		
	交通	0	0	0		
	その他 (介護保険事業)	5	5	0		
	小計	8	8	0		
合計		71 [96]	68 [96]	+3	<参考> 人口1万人当たり職員数 108.31人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	0	2	11	14	8	3	15	6	4	2	6	0	71

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	49	50	52	53	53	56	+7(+14.29%)
教育	7	7	7	6	7	7	0(0%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計計	56	57	59	59	60	63	+7(+12.50%)
公営企業等会計計	7	7	7	7	8	8	+1(+14.29%)
総合計	63	64	66	66	68	71	+8(+12.70%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

平成28年度までの喬木村村営水道（簡易水道事業）は、平成29年度から喬木村水道事業（上水道事業）として公営企業化した。本公表システムの公表要領に基づき、公表時点で公になっている決算は公営企業前のもの（平成28年度決算）であるため、本年度の記載はしない。